

# 競技部規定

山口県スキー連盟

(趣 旨)

第1条 山口県スキー連盟規約第51条により競技部の規定を定める。

(任 務)

第2条 競技部は常任理事会に直属する専門部門であり、常任理事会及び理事会の諮問に応え、競技スキーの普及指導及び強化を図ることを任務とする。

(組 織)

第3条 競技部は、原則として本連盟に所属する公認資格者、競技スキー経験者・知識人等をもって構成する。

(部門及び役員)

第4条 第2条の任務を達成するために、次の部門及び担当役員を置く。

競技部統括役員	部 長	1名	副部長	若干名		
(1)競技部総務部会	部会長	1名	副部会長	2名以内		
ア 総務委員会	委員長	1名	副委員長	2名以内	委員	若干名
イ 企画委員会	委員長	1名	副委員長	2名以内	委員	若干名
(2)競技部専門部会	部会長	1名	副部会長	2名以内		
ア 強化委員会	委員長	1名	副委員長	2名以内	委員	若干名
	強化ヘッドコーチ	1名	強化アドバイザー	若干名		
	アルペンチーフコーチ	1名	アルペンコーチ	若干名		
	ノースカトリーフコーチ	1名	ノースカトリーフコーチ	若干名		
			アシスタントコーチ	若干名		
	県高体連スキー部代表役員		専門部長	1名	専門委員長	1名
	県中体連スキー部代表役員		専門部長	1名	専門委員長	1名
	県学生スキー連盟代表役員			2名以内		
ジュニア育成小委員会	委員長	1名	副委員長	2名以内	委員	若干名
強化合宿小委員会	委員長	1名	副委員長	2名以内	委員	若干名
国体小委員会	委員長	1名	副委員長	2名以内	委員	若干名
大会派遣小委員会	委員長	1名	副委員長	2名以内	委員	若干名
スノーボード小委員会	委員長	1名	副委員長	2名以内	委員	若干名
イ 運営委員会	委員長	1名	副委員長	2名以内	委員	若干名
羅漢山ジュニアスラム小委員会	委員長	1名	副委員長	2名以内	委員	若干名
鈴木杯加カ・アルペン国体予選小委員会	委員長	1名	副委員長	2名以内	委員	若干名
県スキー選手権小委員会	委員長	1名	副委員長	2名以内	委員	若干名
十種ヶ峰リゼンスラム小委員会	委員長	1名	副委員長	2名以内	委員	若干名
県体育大会小委員会	委員長	1名	副委員長	2名以内	委員	若干名
河村杯・運指研修検定会小委員会	委員長	1名	副委員長	2名以内	委員	若干名
全日本選抜ローラー羅漢山小委員会	委員長	1名	副委員長	2名以内	委員	若干名

(役員を選任)

- 第5条 競技部の最高責任者は会長とし、競技部統括責任者は、下記に任命する競技部長とする。
- 2 部長及び副部長は、理事会が決定し会長がこれを委嘱する。
  - 3 部会長、副部会長、委員長、ヘッドコーチは部長の推薦により、常任理事会が決定し会長がこれを委嘱する。
  - 4 その他の役員は、部長の要請により会長がこれを委嘱する。

(役員任期)

第6条 役員任期は通常の理事任期と同一とする。

(役員補選)

第7条 役員任期中途欠員又は職務遂行に不都合が生じた場合は、適時これを補充、交代することができる。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

(会 議)

第8条 下記の会議を開催し、その構成員は次のとおりとする。

- (1)競技部総会  
会長以下常任理事会構成役員及び競技部構成員全員による。
- (2)競技部会  
会長以下常任理事会構成役員及び競技部担当役員全員による。
- (3)競技部委員長会議  
会長以下常任理事会構成役員及び部長、副部長、部会長、委員長、副委員長、ヘッドコーチによる。

(4)競技部専門部会議

該当専門部会長、該当委員長、該当副委員長、該当委員、該当ヘッドコーチ及びコーチによる。 必要ある場合は、部長、副部長を加えることができる。

(5)競技部各委員会会議

該当委員長、該当副委員長、該当委員、該当ヘッドコーチ及びコーチによる。 必要ある場合は、部長、副部長及び部会長を加えることができる。

- 2 各会議に議決事項が生じた場合は、各会議の出席者の2分の1以上の賛同をもって決定する。

(競技部総会)

第9条 必要に応じ、会長が招集する。

- 2 競技部の活動内容及びSAJ西日本ブロック協議会・全日本スキー連盟の伝達事項等を報告する。  
3 2年毎に競技部総会において、西日本ブロック強化委員を推挙し、部長名で常任理事会に提出する。 常任理事会で承認された強化委員をSAJ西日本ブロック協議会に提出する。

(競技部会)

第10条 必要に応じ会長が招集する。

- 2 競技部の担当役員全員で審議・報告を要する事項を審議する。

(競技部委員長会議)

第11条 必要に応じ、部長が招集する。

- 2 毎年春と秋の開催を定例とし、競技部の行事報告、決算報告、行事計画、予算案など常任理事会に提出する重要な事項を審議する。

(競技部専門部会議)

第12条 必要に応じ、部会長が招集する。

- 2 所管委員会等の業務を取りまとめ、競技部委員長会議へ提出する資料内容等を審議する。

(競技部各委員会会議)

第13条 必要に応じ、委員長が招集する。

- 2 所管委員会等の担当業務を調査・審議し、競技部専門部会議・委員長会議へ意見を取りまとめ提出する。

(内規)

第14条 競技部に関するその他のことは、内規として別に定める。

(規定の改廃)

第15条 この規定の改廃は、理事会の議決による。

平成13年6月4日 制 定